

令和3年度大分県私費外国人留学生県内定着奨学金（貸与型）

募 集 要 項

特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた（以下「大学コンソーシアムおおいた」という。）は、大分県私費外国人留学生県内定着奨学金交付要綱により、令和3年度の奨学生を下記のとおり募集する。

1 目的

大分県内の大学等に在籍する私費外国人留学生のうち、卒業後県内で就職または起業する意欲のある留学生に対し、県内での就職または起業等の条件を満たす場合に返還が免除される貸与型奨学金を交付し、就職活動や起業準備に専念できる環境を整えることにより、留学生の県内定着を促進する。

2 奨学金の内容等

(1) 奨学金の貸与額

一人当たり月額3万円、最大12カ月

(2) 貸与人数上限

30名（県内の大学等全体）

(3) 貸与期間

令和3年7月から令和4年6月までの間で、1ヶ月を単位とする必要な期間

（※大学等を休学や長期欠席した場合、当該期間は原則貸与期間として算入しない。ただし、8. 特記事項（2）に規定する場合は例外とする）

(4) 奨学金支払時期

年2回（令和3年8月、令和4年1月）

（※令和3年7月から令和3年12月までの6ヶ月分は令和3年8月に、令和4年1月から令和4年6月までの6ヶ月分は、令和4年1月に支払うものとする）

(5) 奨学金の種別

貸与型（返還免除特例付き）

(6) 貸与条件

ア 貸付利子：無利子

イ 返還対象：奨学金を貸し付けた奨学生について、以下いずれかに該当することとなった場合、原則として、当該事由の日の属する月の翌月から奨学金の返還をさせるものとする。ただし、「エ 返還免除特例の条件」で定める事由に該当する奨学生については、返還を免除する。

- ① 「3. 応募（受給）資格」で規定する奨学金の受給資格のいずれかを満たさなくなったとき
- ② 県外（日本国外含む）での就業、起業を開始したとき
- ③ 進学等の理由により帰国することが決定したとき
- ④ その他県内企業への就職又は県内での起業の見込みがなくなったとき

ウ 返還方法：奨学金の返還は、全額について、原則として1年以内に元金均等の月賦払いの方法により返還するものとする。ただし、繰り上げて償還することも可能とする。なお、返還にかかる振込手数料等の費用は、奨学生本人が負担する。

エ 返還免除特例の条件：以下①または②を満たす場合には、返還を免除する。

①県内企業への就職や県内での起業により、在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格へ変更した場合

②その他知事が特に認める場合

※県内企業とは大分県内に事業所（本店、支店、工場等の活動拠点を含む）を有する企業のことをいう。

※秋卒業の学生について、日本企業の慣習により4月から就業開始となる場合で、卒業前にすでに県内企業から内定が決まっても、4月になるまで上記①を満たすことが不可能な場合等においては、県内企業から内定通知書等が届いたことを持って、②により返還免除とする。

※①について、想定される在留資格の具体例

「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「教育」、「特定技能（介護、宿泊、食料品製造業、外食業など）」、「特定活動9（卒業後の就職活動の継続）」、「特定活動4 4号（起業準備の継続）」、「特定活動4 6号」など

3. 応募（受給）資格

奨学金に応募することができる者は、以下全てに該当するものとする。

- (1) 県内の市町村に住居を届け出ている者
- (2) 大学等にそれぞれ正規生として在籍し、奨学金申請時に令和4年度卒業見込みの私費外国人留学生である者。ただし、研究生、聴講生、交換留学生及び短期留学生を除く。
- (3) 在籍する大学等の就職支援課等の推薦がある者
- (4) 卒業後、県内企業に就職又は県内での起業の意思のある者で、かつ経済的支援により県内就職又は県内での起業が期待できる者
- (5) 大分県、日本国政府、外国政府のいずれからも、奨学金又はこれに類するものを受給していない者（民間団体からの受給の有無は問わない。）
- (6) おおいた留学生ビジネスセンター（SPARKLE）（以下「SPARKLE」という。）

が実施する「合同企業説明会」等の就職活動または起業サポートプログラムに参加すること。

- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者

4. 応募書類

奨学金の貸与を受けようとする者（以下「応募者」）は、次の各号に掲げる書類を、大学等に提出すること。大学等は、応募者から提出された書類に推薦書（第2号様式）を添えて、大学コンソーシアムおおいたに提出すること。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 県内就職または県内での起業に向けた活動の計画 応募用レポート（第4号様式）
- (4) 在留カード及び学生証の写し (5) 奨学金振り込み口座の通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できるページ）

5. 応募書類の提出期限等

大学等は提出期日までに、上記4に規定される応募書類一式の電子ファイルを、大学コンソーシアムおおいたへメールにて提出すること（紙での提出不可）。なお、提出期限を過ぎた場合または提出書類に不備がある場合は、受理しないこととする。

提出期限：令和3年7月9日（金） 正午まで（必着）

提出先：特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた

〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

Email：info@ucon-oita.jp

6. 選考及び結果の通知

選考は大学コンソーシアムおおいたが設置する選考委員会において、以下のとおり行う。

- (1) 一次選考（書類審査）
 - ・受給資格の確認
- (2) 二次選考（面接審査）
 - ・県内就職または県内での起業に向けた活動の計画 応募用レポートをもとに面接し、計画性、具体性等の審査

- ・日本語能力や日本語におけるコミュニケーション能力の審査
- ・大学での専門分野と活動の方向性の審査

(3) 選考結果の通知

奨学生決定通知は、大学コンソーシアムおおいたから各大学等を通じて8月上旬～中旬を目途に通知する。

7. 届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに大学等の長を通じて大学コンソーシアムおおいたに届け出なければならない。

- (1) 奨学生決定後から卒業までの期間に、留学や長期インターンシップ等のやむを得ない理由により休学するとき。
- (2) 奨学金の交付を辞退するとき。
- (3) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき（奨学生を決定するための判断材料となる事項に限る。）。
- (4) 「3. 応募（受給）資格」に定める受給資格を喪失したとき。
- (5) 大学等から停学又は退学の処分を受けたとき。
- (6) 理由なく長期にわたって欠席したとき。
- (7) 素行が甚だしく不良のとき。
- (8) その他、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 特記事項

- (1) 奨学生は、奨学金の受給資格に変化が生じたときは、速やかに各大学等の奨学金担当窓口へ届け出ること。
- (2) 奨学生決定後から卒業までの期間に休学をする場合、原則として当該期間は奨学金の交付対象期間に算入しないが、長期の留学やインターンシップ等、県内定着のための計画上必要な活動のために休学する場合は、例外として当該期間も奨学金の給付対象とする。この場合も、前条7の規定により事前に届け出ること。
- (3) 応募書類に虚偽の記載をした者は、奨学金の受給が決定した後であってもその交付決定が取り消され、すでに受給した奨学金についても返還しなければならない。
- (4) 大学等から懲戒処分を受けた場合、学業成績が著しく不良である場合又は交付決定の際に通知する事項を遵守しない場合は、支給期間中であっても奨学金の支給を打切ることがある。
- (5) 奨学金の返還については、大学コンソーシアムおおいたの指示に従い、指定された口座に振り込むこと。なお、振り込みにかかる手数料は、奨学生本人が負担すること。また大学等

は、返還対象者の県外・国外の就職先や起業社名、進学先や母国帰省先等の情報について、大学コンソーシアムおおいたから問い合わせがあった場合は、できる限り対応すること。

(6) 交付事務に必要な事項について、大学コンソーシアムおおいたから奨学生へ随時連絡をする場合がある。奨学生は、連絡を受けた場合、速やかに応答すること。

9. 中間レポート及び実績レポート

奨学生は、就職活動または起業活動の状況について、中間レポート及び実績レポートとして大学等の奨学金窓口へ報告すること。大学等は奨学生からの報告書を取りまとめるうえ、大学コンソーシアムおおいたへ提出すること。なお、報告方法や期限等の詳細については、大学コンソーシアムおおいたから別途通知する。

10. 今後のスケジュール（予定）

6月 4日（金）	各大学等へ募集通知
7月 9日（金）	申請書類提出期限
8月 上～中旬	第二次審査（面接審査）
8月 中旬	奨学生決定通知、奨学生認定式およびガイダンス
8月31日（火）	奨学金振り込み①（6か月分）
1月19日（水）	中間レポート提出期限
1月31日（火）	奨学金振り込み②（6か月分）
3月16日（水）	実績レポート提出期限

※SPARKLEが実施するサポートプログラムについては随時通知する。

11. 応募書類の提出先・問い合わせ先

特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた 事務局 おおが

所在地：〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

[TEL:097-578-7400](tel:097-578-7400)

FAX:097-578-7401

E-mail: info@ucon-oita.jp